

令和５年度 第１回かすみがうら市地域公共交通会議

協議事項

議案第１号

令和６年度かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

○趣 旨

- ・ 市民の移動ニーズの高い霞ヶ浦広域バスの維持・確保を図るため公共交通の幹線系統の補完や支線の運行経費に対する国補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（通称：フィーダー補助）の交付を受けるため、当該計画の承認を得るもの。

議案第２号

新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

○趣 旨

- ・ 中学３年生（受験生）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが１乗車につき 100 円 で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を決める際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

かすみがうら市地域公共交通会議構成員 名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏 名
第 1 号	1	かすみがうら市	市長(会長)	宮嶋 謙
第 2 号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國下 裕司
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲野 俊二
	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	寺田 明弘
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	針谷 直之
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	湯本 学
第 3 号	7	関鉄グリーンバス (株)	代表取締役社長	宮野 裕司
	8	関鉄観光バス (株)	本社営業センター長	大塚 英明
	9	(有) 千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有) 美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通 (株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有) まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有) 神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
	14	(有) 鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第 4 号	15	(一社) 茨城県バス協会	専務理事	澤畠 政志
	16	(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
第 5 号	17	関東鉄道 (株) 労働組合	書記長	中村 正之
第 6 号	18	かすみがうら市議会	議長	小座野 定信
第 7 号	19	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	21	かすみがうら市 P T A 連絡協議会	会長	由波 大樹
	22	かすみがうら市商工会	会長	川井 義久
	23	地域女性団体連絡会	会長	相馬 てる子
第 8 号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
第 9 号	25	土浦市	都市政策部長	塚本 隆行
	26	行方市	企画部長	久保田 博
	27	かすみがうら市	市長公室長	横田 茂
	28	かすみがうら市	保健福祉部長	幕内 浩之
	29	かすみがうら市	産業経済部長	松延 孝之
	30	かすみがうら市	都市建設部長	廣原 正則
	31	かすみがうら市	教育部長	坂本 重男

議案第 1 号

令和 6 年度かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

令和 6 年度 かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）

【令和 6 年度】

令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月

令和 5 年 6 月

かすみがうら市地域公共交通会議

令和 5 年 6 月 日

(名称) かすみがうら市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市では、通勤通学はもとより、買い物や通院目的等も含めて土浦方面への移動ニーズが高い。特に霞ヶ浦地区は、平成21年3月31日に民間路線バスが全廃となり、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出始め、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっていた。 このため、当市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から総合的な公共交通の連携・再編が求められ、「市地域公共交通総合連携計画」に基づき平成24年度に霞ヶ浦広域バスの本格運行を開始した。 霞ヶ浦広域バスは行方市、当市、土浦市の3市を跨ぐ広域路線で、総合病院を經由し、JR土浦駅及び幹線系統へ接続している。 そのため、通勤通学、買い物、通院等の各目的を網羅していることから、乗客層は学生から高齢者と多岐に渡っており、住民にとって生活に必要不可欠な路線となっている。 そのため地域公共交通確保維持事業により、霞ヶ浦広域バスを存続し、住民の利便性の確保・維持することが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・利用者数の向上 目標 36,500 人/年 (現状: 31,487 人/年) ・収支率の改善 目標 67% (現状: 50.6%) ・通学者向けの定期券「スクールバス」の販売枚数の増加 20 枚/月 (現状: 9 枚/月)
(2) 事業の効果
JR 土浦駅から玉造駅まで霞ヶ浦地区を東西に結び生活交通幹線路線を担う霞ヶ浦広域バスは1日5往復で毎日運行しており、利用者数とスクールバス販売実績ともに増加傾向にある。市民の移動ニーズの高い土浦方面へアクセスできる路線のため地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し路線の維持及びサービス水準の向上が図れる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・便数、ルート、運行ダイヤの検討 (市交通会議、事業者) ・公共交通の安全性の確保と広報周知 (市交通会議) ・公共交通ガイドの作成と市内全戸配布 (市交通会議) ・沿線の児童へのモビリティマネジメントの実施 (市交通会議、事業者) ・リアルタイムバス位置情報等情報提供の維持及び拡充検討 (市交通会議) ・学生(高校生)ニーズ調査の実施 (市交通会議) ・学生利用しやすい運行ダイヤの検討・改正 (市交通会議)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、運行事業者への補助金額について、霞ヶ浦広域バスの運行経費から運行に伴う収入および国庫補助金を控除した額を、各市内の運行距離に応じ負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・運行事業者が毎月の利用者数、販売数を調査し、市交通会議が年間利用者数の動向を整理する。
- ・運行事業者が毎年度、運行収入、運行経費、収支率を調査し、市交通会議がその動向を調査する。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 22 年 3 月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成 24 年 6 月 28 日（平成 24 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 25 年 2 月 22 日（平成 24 年度第 3 回会議）
生活交通ネットワーク計画変更について協議 承認
- ・平成 25 年 6 月 27 日（平成 25 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 26 年 6 月 23 日（平成 26 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 27 年 6 月 23 日（平成 27 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 28 年 6 月 24 日（平成 28 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 29 年 7 月 13 日（平成 29 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 30 年 6 月 12 日（平成 30 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和元年 6 月 25 日（令和元年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和 2 年 6 月 22 日（令和 2 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日（令和 3 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について書面協議 承認
- ・令和 4 年 6 月 22 日（令和 4 年度第 2 回会議）
地域公共交通計画認定申請について書面協議 承認
- ・令和 5 年 6 月 日（令和 5 年度第 1 回会議）
地域公共交通計画認定申請について書面協議 承認

19. 利用者等の意見の反映状況

市地域公共交通計画策定の際に市民アンケートと意見公募を実施し、寄せられた意見を基に作成した。

霞ヶ浦広域バスが走行する市内霞ヶ浦地区では便利になってほしい交通手段としてほぼ全域で霞ヶ浦広域バスが挙げられており重要性が感じられる。

寄せられた意見の中で多い意見が増便してほしいという声が多いものの、現状の乗客数、収支率では増便は難しい状況である。そのため、より利用しやすい運行ダイヤの検討と利用者数、収支率向上に重点をおいた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	かすみがうら市大和田 562
(所 属)	都市建設部 都市整備課
(氏 名)	千ヶ崎 奨
(電 話)	029-897-1111
(e-mail)	toshika@city.kasumigaura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
かすみがうら市 土浦市 行方市	関鉄グリーンバス	(1) 霞ヶ浦広域バス	土浦駅	土浦協同病院 霞ヶ浦庁舎前	玉造駅	往 29.8km 復 29.8km	366日	1830回			路線定期運行	①	関東鉄道線の運行する地 域幹線系統「筑波山口線」 と土浦駅で接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	かすみがうら市
-------	---------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	24228
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
かすみがうら市地域公共交通計画	令和3年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

かすみがうら市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
かすみがうら市地域公共交通計画 22、90、95 ページ 土浦市地域公共交通計画 35、73 ページ 行方市地域公共交通計画 83～84 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
かすみがうら市地域公共交通計画 93、97 ページ 土浦市地域公共交通計画 35、111 ページ 行方市地域公共交通計画 7、92 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
かすみがうら市地域公共交通計画 22 ページ かすみがうら市公共交通実施計画 1、5 ページ 土浦市地域公共交通計画 35 ページ 行方市地域公共交通計画 7、10、11 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
かすみがうら市地域公共交通計画 25、91～94、98、99 ページ 土浦市地域公共交通計画 85～88、92～96 ページ 行方市地域公共交通計画 97～99 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

議案第 2 号

新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

茨城県公共交通活性化会議が実施する以下の事業について、霞ヶ浦広域バス及び千代田神立ラインを対象路線とするもの。

新高校生等に対するリーフレットの配布（令和 5 年度中学 3 年生）計画

1 趣旨・目的

中学 3 年生（受験生）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが 1 乗車につき 100 円 で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を決める際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

- (1) 対 象 者：茨城県内の中学校、附属中学校、中等教育学校、特別支援学校（中等部）に在籍する令和 5 年度第 3 学年生徒
- (2) 有効期間：令和 5 年 7 月 21 日（金）～令和 5 年 8 月 31 日（木）※42 日間（予定）
- (3) 使用方法：
 - ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校等の名称を記入
 - ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金 100 円と一緒に運賃箱に投入（乗車券 1 枚につき、1 乗車の利用が可能）
 - ③バスお試し乗車券は、下記バス会社運行路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただけるコミュニティバスでア～ウに該当する場合のみ利用可
ア．茨城県内での乗降
イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

<対象バス事業者>

関東鉄道(株)、関鉄パープルバス(株)、関鉄グリーンバス(株)、関鉄観光バス(株)、茨城交通(株)、大利根交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、(株)池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者

3 配布対象…次の 267 校の中学 3 年生に配布

- (1) 公立中学校・・・216 校
- (2) 県立高等学校附属中学校・・・10 校、県立中等教育学校・・・3 校
- (3) 国立大学附属中学校・・・1 校
- (4) 私立中学校・・・10 校、私立中等教育学校・・・3 校
- (5) 特別支援学校（中等部）・・・24 校

4 配布部数…29,000 部

- (1) 生徒及び保護者分…生徒 1 人につき 1 部（バスお試し乗車券 2 枚入り）
- (2) 教師分…各学校の学級数ごとに 1 部
- (3) その他…予備分として学校ごとに 5 部

5 実施スケジュール案

6月下旬以降、県交通政策課より各学校に配布。

	R4 12月	1月	2月	3月	R5. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
R5年度 (R5夏) 実施	★県バス協会 乗合委員会にて協議					★総会にて協議 ←→リーフレット作成					
						★事業者から運輸局へ申請手続き					
							★各市町村教育担当課 (中学校)へ送付				
								★中学校にて生徒に配布 ←→実施			
											★実績報告 (バス協会)

6 実績

○平成27年度（平成28年春配布）から令和3年度（令和4年春配布）までの配布状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
作成部数	30,000部	30,000部	30,000部	30,000部	30,000部	34,000部	34,000部
実施期間	28日間	28日間	26日間	26日間	26日間	49日間	49日間
高校数	123校	123校	122校	121校	120校	145校	146校
新入生数	26,735人	26,235人	25,870人	25,307人	24,742人	23,674人	23,850人
利用枚数	1,353枚	1,393枚	1,349枚	1,893枚	1,076枚	2,470枚	1,981枚

